

個人情報保護審議会答申の概要

答申第 172 号（諮問第 207 号）

件名：病院に診察依頼した際の記録全容の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 4 月 30 日

2 原処分

令和 2 年 5 月 20 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、審査請求人に係る「2012.11.13A 病院に診察依頼した際の記録全容」の自己情報開示請求について、別表の 1 欄に掲げる部分を不開示とする一部開示決定とした。

3 審査請求

令和 2 年 7 月 7 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 3 年 5 月 14 日

5 審議会の結論

知事が、別表の 1 欄に掲げる部分を不開示とする一部開示決定としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 47 条に基づき、審査請求人に係る警察署からの相談に関して、関係者及び関係機関と連絡調整した内容を記録し、保健所職員間等で情報共有し、対応状況を明確にするために実施機関が作成したものである。

実施機関は、別表の 1 欄に掲げる本件情報 1（以下「本件情報 1」という。同欄に掲げる本件情報 2 以下についても同様とする。）を条例第 17 条第 8 号に該当するも

のとして、本件情報 2 を同条第 2 号及び第 8 号に該当するものとして、本件情報 3 を同条第 2 号に該当するものとして不開示にしている。

(3) 条例第 17 条第 8 号該当性について

ア 本号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された保有個人情報是不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方に基づき、本件情報 1 及び本件情報 2 が本号に該当するかどうかを以下検討する。

イ 当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、本事案は、法第 47 条に基づき、警察署からの審査請求人に係る相談に関して、適切な医療及び保護の提供のために、保健所が関係機関及び関係者と連絡調整をして、審査請求人が病院に受診することとなった事案であるとのことである。そして、法第 47 条に基づく相談支援等は、国のガイドライン等の規程によって、具体的な対応が示されているものではなく、事案に応じてケースバイケースで対応するものであり、対応については、本人からの情報収集が精神症状により困難な場合等には、関係機関及び関係者からも任意の協力により情報収集を行うものであるとのことである。

そして、実施機関によれば、保健所が審査請求人を支援することとなった場合には、支援方法を検討するなどのため、関係機関及び関係者からの審査請求人に関する率直かつ詳細な情報が不可欠であるが、本件情報 1 及び本件情報 2 には関係機関及び関係者から聞き取った審査請求人に関する率直かつ詳細な情報が記載されており、審査請求人に知られることが前提となると、保健所への率直かつ詳細な情報の提供を避けるようになる可能性があることから、保健所が的確な情報を入手できなくなり、その結果、適切な指導や医療施設の紹介が困難となり、審査請求人の支援に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

ウ 当審議会において、本件情報 1 を見分したところ、審査請求人に係る警察署からの相談に関して、審査請求人が受診するまでの保健所が関係機関から聞き取った内容を始め、審査請求人に係る保健所と関係機関との調整内容等経緯の詳細が記載されていることが認められた。そして、本件情報 2 を見分したところ、審査請求人に係る警察署からの相談に関して、審査請求人が受診するまでの保健所が関係者から聞き取った内容を始め、審査請求人に係る保健所と関係者との調整内容等経緯の詳細が記載されていることが認められた。よって、これらの情報を開示することにより、実施機関の主張するとおり、審査請求人の支援に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

エ したがって、本件情報 1 及び本件情報 2 は、条例第 17 条第 8 号に該当する。

オ なお、本件情報 2 は、条例第 17 条第 2 号にも該当するとして実施機関は不開示としているが、本件情報 2 は同条第 8 号に該当することから、同条第 2 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(4) 条例第 17 条第 2 号該当性について

ア 本号は、開示請求者以外の個人の権利利益を保護する観点から、当該開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が含まれている保有個人情報については、不開示とすることを定めたものであり、併せて当該開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある情報が含まれている保有個人情報についても不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方にに基づき、本件情報 3 が本号に該当するか否かを以下検討する。

イ 当審議会において、本件情報 3 を見分したところ、警察職員の職名及び氏名が記載されていた。これらは、審査請求人以外の個人に関する情報で、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

そして、同号ただし書ハは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年愛知県規則第 10 号）第 8 条により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されている。実施機関に確認したところ、本件情報 3 の警察職員は、警部補及び同相当職以下の職員であるとのことである。

また、当該警察職員の職名について、当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、本件文書は特定の警察署の特定の課及び係に係る文書であつて、人員配置等の状況から職名を公にすることにより、個人が特定されるとのことである。

したがって、本件情報 3 は、条例第 17 条第 2 号ただし書ハに該当しない。

また、本件情報 3 は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロにも該当しないことは明らかであ

る。

よって、本件情報 3 は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、別表の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことの妥当性については前記(3)及び(4)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした 根拠規定
【本件情報 1】 関係機関との調整が分かる部分	条例第 17 条第 8 号
【本件情報 2】 関係者との調整が分かる部分	条例第 17 条第 2 号及び第 8 号
【本件情報 3】 警察署職員職氏名	条例第 17 条第 2 号